

陳情番号 (受理年月日)	(陳情者の職・氏名) 陳情の要旨	処 理 概 要
陳情平成23年 第 191 号 (平成23年12月2日)	件名 沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯説明を求める陳情 提出者の住所、氏名 宜野湾市志真志4-24-7 セミナーハウス304 沖縄・生物多様性市民ネットワーク 共同代表 伊波 義安ほか2人 要旨 ベトナム戦争において米軍は、1961年から1971年の10年余りにわたって猛毒ダイオキシンを含む化学兵器・枯れ葉剤をまき続け、その当時、沖縄は米軍の発進、補給基地として使われ、多くの軍事物資が沖縄を経由した。 このことから、沖縄においても枯れ葉剤が、貯蔵、運搬、散布されただろうという疑念は持たれてきた。しかし、沖縄での枯れ葉剤の使用については、米政府は現在も認めていない。日本政府は米国へ照会したものの、「枯れ葉剤が使用、貯蔵されたという資料や記録は見つかっていない」との回答を受け取っている。しかし、沖縄での枯れ葉剤の使用、貯蔵に関しての新しい情報が今後とも出てくる可能性は高いため、さらなる米国への照会を政府に求め続けることが必要だと考える。 については、県民の人権と健康を守る立場から、1973年の日米合同委員会合意による「環境に関する協力について」に基づき、断固とした姿勢で事実の追及を行うとともに、下記事項につき配慮してもらいたい。 記 1 日米政府に対し、退役軍人、元高官の証言などを検証し、沖縄における枯れ葉剤の輸送・運搬貯蔵、散布、廃棄、埋設などに関して、国防総省のみならず、退役軍人省等にも直接照会、回答を求めるよう要求すること。 2 次の(1)から(4)について、主体的な取り組みを早急に開始するとともに継続的な県の事業とすること。 (1) 退役兵や元高官の証言をもとに、沖縄側の証言を集める体制をつくること。 (2) 枯れ葉剤の影響がある可能性の考えられる地域や周辺の環	1 日米政府に対し、退役軍人、元高官の証言などを検証し、沖縄における枯れ葉剤の輸送・運搬貯蔵、散布、廃棄、埋設などに関して、国防総省のみならず、退役軍人省等にも直接照会、回答を求めるよう要求すること。 外務省は去る8月19日の発表で、「事実関係をさらに詳しく承知するため、米側に更なる確認を行っている」としておりましたが、米側から、「改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」旨の回答があったとのことであり、 また、外務省によれば米側は、報道されている退役軍人の証言にはいくつかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないとのことでもあります。 県としましては、引き続き、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。 2 次の(1)から(4)について、主体的な取り組みを早急に開始するとともに継続的な県の事業とすること。 (1) 退役兵や元高官の証言をもとに、沖縄側の証言を集める体制をつくること。 県としましては、引き続き、関係機関と連携しながら、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。 (2) 枯れ葉剤の影響がある可能性の考えられる地域や周辺の環境調査（土壌、水質調査など）を専門家の助言を得ながら早急 to 実施し、その調査方法と調査結果を県民に明らかにすること。 県においては、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、水質及び土壌中のダイオキシン類について調査を実施しており、さらに、平成15年度か

境調査（土壌、水質調査など）を専門家の助言を得ながら早急に実施し、その調査方法と調査結果を県民に明らかにすること。

(3) 枯れ葉剤にさらされた可能性のある人々やその子弟の健康調査（医療記録の分析など）に着手すること。

(4) 市町村における実態調査の主体的な取り組みを支援すること。

3 特に、枯れ葉剤が埋設された可能性が高い北谷の件（旧ハンビー飛行場域）に関しては、北谷町と連携の上、退役軍人の証言に基づき、迅速な情報収集と緊急調査を行うこと。また、メイモスカラ射撃場で発見されたドラム缶との関連についても調査を行うこと。

4 沖縄県は、米軍基地の環境への影響に関する独自の調査体制を確立し、特に、米軍の投棄物が発見された場合の検査基準、ガイドライン、検体保存基準などを策定し、枯れ葉剤の検証作業が速やかに行われるように体制を整えること。

5 枯れ葉剤を含む環境汚染物質に関しては、沖縄県が現在策定している「生物多様性地域戦略」に、項目として盛り込むこと。

らは、基地周辺の河川の水質及び底質のダイオキシン類調査も実施しております。

これまでのダイオキシン類の調査結果は、全て環境基準以下であり、沖縄県の環境白書等に公表しているところであります。

(3) 枯れ葉剤にさらされた可能性のある人々やその子弟の健康調査（医療記録の分析など）に着手すること。

県としては、枯葉剤による健康被害の発生は明らかにされていないことなどから、現時点で健康調査を行うことは考えておりません。

(4) 市町村における実態調査の主体的な取り組みを支援すること。

県としては、引き続き、関係機関と連携しながら、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。

3 特に、枯れ葉剤が埋設された可能性が高い北谷の件（旧ハンビー飛行場域）に関しては、北谷町と連携の上、退役軍人の証言に基づき、迅速な情報収集と緊急調査を行うこと。また、メイモスカラ射撃場で発見されたドラム缶との関連についても調査を行うこと。

旧ハンビー飛行場地域の調査については、枯葉剤の埋設に関し、明確な場所等の情報が少ない中、直ちに環境調査を実施することは困難だと考えておりますが、今後とも、北谷町と連携・協力して、新たな事実関係等の情報収集に努め適切に対応していきたいと考えております。

4 沖縄県は、米軍基地の環境への影響に関する独自の調査体制を確立し、特に、米軍の投棄物が発見された場合の検査基準、ガイドライン、検体保存基準などを策定し、枯れ葉剤の検証作業が速やかに行われるように体制を整えること。

県では、米軍基地に起因する環境汚染を防止し、県民の健康保護と生活環境の保全を図るため、基地周辺等において、

騒音、水質などの環境調査を実施してきたところであり
ます。

また、米軍の投棄物が発見された場合等、具体的事案につ
いては、1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協
力について」に基づき、立入調査を求めるとともに、土壌汚
染対策法や水質汚濁防止法など、環境関連法令に沿った適切
な対応をしていきたいと考えております。

5 枯れ葉剤を含む環境汚染物質に関しては、沖縄県が現
在策定している「生物多様性地域戦略」に、項目として盛り
込むこと。

沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)の策定につきましては、
生 物多様性の保全と持続的な利用にかかる方向性や目標、
行動計画等について本格的な検討を行っているところであ
り、現在、有識者、行政機関、事業者団体、NPO等からな
る検討委員会において、検討を重ねているところでありま
す。

化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態
系へ影響を及ぼす恐れがあることから、同検討委員会におい
て、十分議論していきたいと考えております。

注) 新規陳情

陳 情 番 号 (受理年月日)	件名及びその要旨 (陳 情 者 の 職 ・ 氏 名)	経過・処理方針
陳情平成23年 第191号の2 (平成23年12月2日)	件 名 沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯説明を求める陳情 提出者の住所、氏名 宜野湾市志真志4-24-7 セミナーハウス304 沖縄・生物多様性市民ネットワーク 共同代表 伊波 義安 他2人 要 旨 ベトナム戦争において米軍は、1961年から1971年の10年余りにわたって猛毒ダイオキシンを含む化学兵器・枯れ葉剤をまき続け、その当時、沖縄は米軍の発進、補給基地として使われ、多くの軍事物資が沖縄を経由した。 このことから、沖縄においても枯れ葉剤が、貯蔵、運搬、散布されただろうという疑念は持たれてきた。しかし、沖縄での枯れ葉剤の使用については、米政府は現在も認めていない。日本政府は米国へ照会したものの、「枯れ葉剤が使用、貯蔵されたという資料や記録は見つかっていない」との回答を受け取っている。しかし、沖縄での枯れ葉剤の使用、貯蔵に関しての新しい情報が今後も出てくる可能性は高いため、更なる米国への照会を政府に求め続けることが必要だと考える。 ついでに、県民の人権と健康を守る立場から、1973年の日米合同委員会同意による「環境に関する協力について」に基づき、断固とした姿勢で事実の追求を行うとともに、下記事項につき配慮してもらいたい。 記 ① 枯れ葉剤を含む、環境汚染物質に関しては、日本政府の基地跡地利用法において項目として盛り込み、法制度を整備すること。	枯れ葉剤に含まれている有害物質のダイオキシン類及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質等の環境汚染物質については、現行の軍転特措法及び同法施行令においても、汚染等の状況についての調査及び除去等の原状回復措置を実施することになっております。 県としましては、現行法で規定されている環境汚染物質に加え、その他の環境汚染物質についても、跡地全域において調査を実施し、汚染等があった場合には、駐留軍に起因するか否かに関わらず、国が原状回復措置を徹底して行うことを盛り込んだ跡地利用に関する新たな法律の制定を国に求めているところであります。

注) 新規陳情